

令和元年度

# 福島町議会

## 定例会 5 月会議会議録

令和元年 5 月 3 1 日 開会

令和元年 5 月 3 1 日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和元年5月31日（金曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○管理職の自己紹介 .....	4 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 行政報告 .....	7 頁
1 木古内自動車学校閉校に係る対応状況について	
2 第2青函トンネル構想実現に向けた取り組みについて	
3 九重部屋夏合宿について	
4 株式会社北海シーウィードについて	
行政報告（追加）	
1 ふるさと納税の新たな取り組みについて	
教育行政報告 .....	8 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 福島町の部活動の在り方に関する方針について	
(2) わんぱく相撲大会について	
(3) 高校存続対策について	
2 社会教育、青少年の育成	
(1) 高齢者学級について	
3 スポーツ	
(1) 体育施設について	
(2) スポーツイベントについて	
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について .....	9 頁
○日程第5 議案第1号 福島町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に 関する条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	10 頁
○日程第6 議案第2号 福島町グラスボート管理条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	12 頁
○日程第7 議案第3号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	14 頁
○日程第8 議案第4号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	16 頁
○日程第9 議案第5号 福島町介護保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	17 頁
○日程第10 議案第6号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	19 頁
○日程第11 議案第7号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）	

(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	21頁
○休会の議決	23頁
○休会の宣告	23頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 1	専決処分した事件の報告について	5月31日	報告済
1	福島町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について	5月31日	原案可決
2	福島町グラスポート管理条例の制定について	5月31日	原案可決
3	町税条例の一部改正について	5月31日	原案可決
4	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5月31日	原案可決
5	福島町介護保険条例の一部改正について	5月31日	原案可決
6	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について	5月31日	原案可決
7	令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）	5月31日	原案可決

## 令和元年度

# 福島町議会定例会 5 月会議

令和元年 5 月 3 1 日（金曜日）第 1 号

### ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について  
日程第 5 議案第 1 号 福島町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第 2 号 福島町グラスポート管理条例の制定について  
日程第 7 議案第 3 号 町税条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 4 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 5 号 福島町介護保険条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 6 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について  
日程第 11 議案第 7 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 1 号）

### ◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について  
日程第 5 議案第 1 号 福島町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第 2 号 福島町グラスポート管理条例の制定について  
日程第 7 議案第 3 号 町税条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 4 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 5 号 福島町介護保険条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 6 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について  
日程第 11 議案第 7 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 1 号）

### ◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	杉村志朗		3番	川村明雄
	4番	花田勇		5番	木村隆
	6番	平沼昌平		7番	佐藤孝男
	8番	熊野茂夫			

### ◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	高木壽
総務課長	工藤泰	総務課参事	小鹿一彦
企画課長	住吉英之	産業課長	川合力哉
税務課長兼会計管理者	西田啓晃	福祉課長	鍋谷浩行
教育長	前田勝広	事務局長兼給食センター所長	石岡大志
監査委員	本庄屋誠		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊	議会事務局書記	平野文子

---

(開会 9時56分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和元年度福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

日程に入る前に申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○町長（鳴海清春）

定例会5月会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、定例会5月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

5月18日に岩部地区交流センターのオープンセレモニーとクルーズ船の安全祈願祭が行われ、岩部わくわくクルーズ事業の成功と安全を祈願し、その後小田原渡島総合振興局長などにグラスボートに試乗をいただき、青の洞窟などを体験いただき、大変好評をいただいたところでございます。6月1日から本格運航となりますので、委託先の福島町まちづくり工房と連携を密にし、安全運航を基本に事業を推進してまいります。

さて、町内の浜の状況ですが、ウニ漁が始まっておりますけれども、今年は浜の平均的なキロ当たりの単価が高値で推移しており、現時点で水揚額では昨年と同時期を上回っております。しかし、6月から解禁となるイカ漁の予測が思わしくなく、本州方面の水揚げも少ないとの情報があり、これから夏にかけて本格化するイカ漁の不漁が懸念されております。また、イカを原料とする水産加工場の経営が厳しい環境にもあります。このような状況を踏まえて、先に開催されました渡島総合開発期成会において、漁港整備の促進とイカの不漁対策について、私の方から意見交換の中で発言機会をいただき、適正な資源管理などの支援策を要請してきたところでもございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず1点目が、福島町半島地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定となっております。これに関しましては、国の条件不利地域として半島地域や離島地域の活性化に向けた産業振興を図ることを目的としております。

2点目が、ただいま申し上げました6月1日から岩部クルーズに使用するグラスボートの管理運営に係る条例の制定となっております。

3点目として、国の税制等の改正に伴う町税条例及び福島町国民健康保険税条例の一部改正が2件、また、介護保険法施行令等の改正を受けて、福島町介護保険条例の一部改正が1件となっております。

さらに、介護サービス事業者や介護施設の人員等に関する基準の変更に伴い、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整備についてが1件となっております。

また、令和元年度の一般会計の補正予算が1件となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、林業専用道吉岡線開設に要する経費及び国の消費税増税対策に係るプレミアム付き商品券の発行に関する事業費となっております。

そのようなことで、この度は、条例の制定が2件、条例の一部改正が3件、関係条例の整理が1件及び補正予算が1件の計7件の議案審議をお願いするものであります。

また、3月28日付けで専決処分した事件の報告が1件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いたします。

### ○議長（溝部幸基）



鳴海清春町長のあいさつを終わります。

---

## ◎管理職の自己紹介

---

○議長（溝部幸基）

次に、4月1日付けでの人事により管理職に異動がありましたので、申し出により異動のありました管理職のみ自己紹介を行います。

まず、新たに管理職に昇任されました鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

4月より福祉を担当します鍋谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

次に、鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

4月1日付けで3年半ぶりに町民課長兼吉岡支所長兼認定こども園福島保育所の園長を拝命いたしました鎌田です。よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

次に、石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

4月1日より教育委員会事務局長兼学校給食センター長兼生涯学習係長になりました石岡です。よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、自己紹介を終わります。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 10時01分）

（再開 10時01分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番川村明雄議員、4番花田勇議員を指名いたします。

---

## ◎諸般の報告

---

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

6番平沼昌平議会運営委員長。

○6番（平沼昌平）

令和元年度定例会5月会議の開催に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会5月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

3番川村明雄総務教育常任委員長。

### ○3番（川村明雄）

諸般の報告の5ページをお開きください。

平成31年3月8日開催の平成30年度福島町議会定例会3月会議において決定した休会中の所管事務調査を終えましたので、会議条例第147条の規定により報告するものであります。

調査事件は2件ありまして、1件がデマンドバスの運行状況について。2点目、町の広報活動の実態についてであります。

まず、調査事件1のデマンドバスの運行状況についてであります。昨年11月19日開催の調査で、デマンドバス利用のPR方法の工夫や他町と比較して利用料が高い等の意見が町民からあることから、料金決定の経緯や関係事業者等への影響調査、料金を下げた場合の路線バスとの関係等を整理するようにとの委員会意見を町に提出しております。町から提出された関係資料に基づき調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

論点とした調査項目2件でございますが、バスの利用料・運行区間を含む運行計画について、利用者、公共交通事業者、国・道・町などの関係機関で構成する地域公共交通確保維持改善協議会で議論・決定し、国庫補助対象路線の認定申請手続きを経て実施されることは理解しますが、以下の件について検討が必要と思慮いたします。

まず1点目、料金改定の検討についてであります。利用料値下げについては、町医歯会（三師会）から要望書（公開質問状）が提出され、「町民と議員の懇談会」等で意見もあることから、町民の声や周辺自治体の状況を十分検討し、できるだけ早く具体案を示し、協議会の理解を得て国庫補助対象路線の認定申請につなげる努力を強く望みます。

利用料につきましては、現在の均一制による運賃形態を維持し、値下げを検討されることが望ましいものと思慮いたします。

2点目、国に対する地域事情の説明について。

当初計画から運行区間については、函バスが運行する国道との関係性により千軒地区が除外されている現状にあります。少子高齢化、高齢者の運転免許証の返納等が進み、大きな社会変化が顕著となっていることを的確にとらえ、千軒地区住民がデマンドバスを利用することができるよう、国に対しデマンドバス未運行区間の解消を強く訴えていただきたい。

3点目、将来の交通体系を見据えた検討について。

デマンドバスに加え、現在、町で運行している温泉バス・町立診療所バス・スクールバスを、町民の利便性確保と地元民間事業者の事業量確保、経費の削減を目的に、機能的に集約する、将来的な交通体系の一元的運行を検討していただきたい。

最後の総括意見ですけれども、デマンドバスの目的は、町内循環型車両による町民の交通利便性の向上であり、今後とも地域の実情に沿った効果的な運行ができるよう議会としても関わっていく必要があると思慮します。町においては、協議会の開催状況等について、適宜報告いただきたいと思慮します。

次の7ページですけれども、調査事件2の町の広報活動の実態についてであります。

町民に対する行政情報は、町広報や各種チラシ、回覧の配布、防災行政無線等の活用により、きめ細やかな周知を図っておりますが、今年1月開催の議会広報広聴常任委員会総務部会による町内会連合会役員との懇談で、「配布内容の精査と必要性の検討と、防災行政無線活用等によりペーパーレス化を進めるべき」との意見が出されました。

このような中において、町から提出された関係資料に基づき調査を実施しましたので、その調査結果を報告するものであります。

論点とした調査項目・意見であります。各戸配付の回覧への移行、防災行政無線の活用による配布物

の抑制で対応することは妥当と評価いたします。

回覧の増については、滞って期日を過ぎてからの回覧とならないよう連絡員・町内会連合会等と協議・確認を行うことが必要と思います。

行事等の周知については、行事前日・当日等、防災行政無線活用を徹底していただきたい。

まちづくり基本条例に定める「町民との情報共有」推進のため、以下の点について検討が必要と思慮いたします。

1点目でございますが、町ホームページの有効活用と情報の更新についてでございますが、平成27年度導入のCMSは、従来の企画課一元の情報管理を、各課で迅速な情報発信と情報更新を目指したものでありますが、現状は、CMSの利便性を活かしきれておらず、リアルタイムの情報に乏しく、更新が滞る状態であり、有効に活用されているとは言い難い。改めて、役割を周知徹底され、各課に対し積極的な情報の発信を促されたい。

行政における基本的な統計資料等の充実や他町村の良い例などを参考に、見やすいホームページの編集に努めていただきたい。

2点目の千軒地区防災無線の雑音対策についてでありますけれども、防災行政無線の設置後、現在に至るまで千軒地区一部施設で、雑音等により情報が聞き取りにくいとの声が未だあるということで、抜本的な雑音対策を検討していただきたい。

以上でございます。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、8番熊野茂夫経済福祉常任委員長。

#### ○8番（熊野茂夫）

それでは、諸般の報告の8ページをお開きください。

本委員会は、平成30年度福島町議会定例会3月会議（平成31年3月8日）において決定した休会中の所管事務調査を終えましたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

調査事件につきましては、1 前浜の天然資源の状況について、2 岩部クルーズ事業計画についてでございます。

次ページをお開きください。

調査事件1 前浜の天然資源について。

前浜におけるキタムラサキウニ等の天然資源の状況を確認するとともに、従来から実施している放流事業や移殖事業の内容等を調査したので、調査結果を以下のとおり報告いたします。

なお、資料の確認等に先立ち、グラスボートに乗船し、浦和から岩部までの天然資源の状況を現地視察いたしました。

論点とした調査項目及び意見については、1、放流事業の継続と追跡調査の実施について。

前浜の安定的な漁獲量確保のため実施しているアワビやウニ、ナマコの種苗放流事業については、これまでの成果を明らかにするために、追跡調査や資源管理等を着実に実施し、データを整備する必要があると考えます。

また、放流事業やキタムラサキウニの深浅移殖のほか、別に資源回復の方法があるのか等、水産普及指導所や漁業協同組合など関係機関と協力し、広く調査を進められたい。

2、漁港内の未利用区域を利用した新たな養殖漁業の検討につきましては、これまでも検討したと聞いておりますけれども、過去に未利用資源として検討したムール貝（ムラサキガイ）など、漁港等の未利用海域を利活用して、地場の天然資源を新たな養殖魚種とする方策を漁業関係者ととともに調査・検討されたい。

総括的には、温暖化等による漁業環境の変化は厳しく、前浜資源の保持に重要な役割を果たしている、アワビ・ウニ・ナマコ等の種苗放流・深浅移殖事業の推進、未利用資源の活用に期待するところが大きいことから、今後とも前浜資源の状況を注視することが必要であると考え、町においては、随時その状況等の報告をお願いしたい。

調査事件2 岩部クルーズ事業について。

6月から本格運行する岩部クルーズ事業について、実際に使用するクルーズ船に乗船し、運行内容と運行にあたっての安全確認、また、受付や欠航時の連絡体制、安全対策等を調査したので、調査結果を以下

のとおり報告いたします。

1、事業主体としての町の責任と関与については、「岩部クルーズ運航マニュアル」を基本とした対応含めた顧客サービスの徹底、乗船者の人命優先、不測事態時の危機管理対策、関係機関との連絡調整の強化充実、繁忙期における人的協力体制の配慮等を強く望みます。

2、当日のクルーズ中止に対する対策について。

直前の中止の対応については、予約段階から利用客に説明するとのことでありますけれども、来町した予約者がクルーズの代替えとして、例えば浦和漁港内でのウニやアワビ等を採取しながら食べることができると、福島町ならではの食の楽しみを予約者にも味わってもらえるサービスを早急に検討し、クルーズ中止の対策とされたい。

3、今年度の事業結果の検証について。

今年度の事業終了後、事業結果を確実に検証し、改善すべき点、促進すべき点等を明確にし、次年度の当該事業の充実発展につながるよう手立てを講じることを強く望みます。

総括的に、事前の試験運航において指摘された、関係機関との協働連携、横綱・トンネル両記念館との連動・PR、事業遂行の試算については、明確な方向性・対策が示されず、地方創生推進交付金事業終了後へ向けた事業経営に懸念すべき点が多いことを十分認識し、事業の推進にあたることを強く望みます。

クルーズ事業は、町にとって新たな観光の目玉であり、町が持つ地域資源、財産の最高の活用策であると認識し、永続的に、良好な形で事業を推進できるよう議会としても関わっていく必要があると思慮することから、町においては事業の検証等、随時その状況についてもご報告お願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時17分)

(再開 10時22分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

令和元年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会3月会議以降の行政報告を申し上げます。まず1点目で、木古内自動車学校閉校に係る対応状況について。

平成30年12月末に、木古内自動車学校が平成31年3月末で閉校する情報を入手したことから、これまで渡島西部四町において、渡島西部行政連絡協議会を開催し対策を協議してきたところですが、現体制による事業継続が困難なこと、また、他の事業者による事業継承についても課題が多いこと等から、4月8日開催の同協議会において、「閉校やむなし。」との認識で一致したところであります。

今後の新規免許取得や高齢者講習等については、函館市内を始めとする各自動車学校で受講することとなることから、各町広報誌等でその旨お知らせしたところであります。

引き続き各町と情報共有を図りながら、町民に与える影響が最小限となるよう、対応してまいりたいと考えております。

2点目の第2青函トンネル構想実現に向けた取り組みについて。

4月22日に横浜市の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の湯山理事、深沢審議役、蓼沼新幹線部長を表敬訪問し、「第2青函トンネル構想を実現する会」の設立を報告するとともに、構想実現に

向けた取り組みについて意見交換を行ってまいりました。

意見交換では、当町の基本的な考え方や取組状況を説明し、情報共有並びに構想の実現に向けた支援の要請をお願いしてきたところであります。

3点目の九重部屋夏合宿について。

3月17日に春場所開催中の九重部屋の大阪宿舎を訪問し、九重親方に今年の夏合宿の実施について、要請してまいりました。

私の方から、「6月の時期に開催できないか」の旨、お話をいたしましたけれども、既に岐阜県や三重県での合宿が決定しており、日程調整が厳しいとの回答がありましたので、例年通り8月に開催することで協議してまいりました。

4点目の株式会社北海シーウィードについて。

株式会社北海シーウィードの加工乾燥施設が、3月26日から従業員15名で稼働して2年目を迎えております。

本年は、新たなファンや除湿機を導入し、風の循環を効率よく行えるよう昨年の経験から乾燥環境の改善を実施したとのことです。

5月12日現在の漁協からの生コンブ出荷量は160トンとなっており、昨年の生コンブ170トンに迫る数量の乾燥処理を行っております。

今後は、7月20日まで、生コンブ500トンを受け入れ乾燥処理を行い、乾燥製品50トン为目标に順調に作業が行われていると報告を受けてございます。

次に、追加の行政報告をお願いいたします。

ふるさと納税の新たな取組みについて。

当町のふるさと納税による寄付金については、制度開始前の「福島町ふるさと応援基金条例」により管理・運用をしてきたところでありますが、町では本年7月よりふるさと納税制度をこれまで以上に積極的に活用し、寄付金を財源にまちづくりを進めることとしており、多くの方から応援していただけるよう、返礼品の拡充をはじめ、ふるさと納税ポータルサイトへの登録などの準備を進めております。

このため、当該条例に「ふるさと納税制度を活用して寄せられた寄付金であること」、また、「寄付金を充てることができる経費の見直し」等について規定し、ふるさと納税による寄付金を有効的に活用するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、条例の改正及び関連する予算については、6月会議に上程することとしております。

主な町の主催事業については、別に記載の資料となりますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

前田勝広教育長。

#### ○教育長（前田勝広）

続きまして、教育行政報告を申し述べさせていただきます。

1、幼児教育、学校教育。

(1) 福島町の部活動の在り方に関する方針について。

北海道教育委員会が決定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」に基づき、3月29日に開催しました教育委員会において、「福島町の部活動の在り方に関する方針」を決定したところであります。

概要につきましては、適切な休養日等の設定や生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動環境の整備などの方向性を示したものであり、今後は、学校と連携を図りながら、適切な部活動の運営に取り組んでまいります。

(2) わんぱく相撲大会について。

5月19日、福島町総合体育館で第6回わんぱく相撲函館場所福島大会が開催され、熱戦が繰り広げられました。当町からは12名の小学生が出場いたしました。団体戦で福島小学校のチームが優勝したほか、個人戦3部門で福島小学校の児童が見事に優勝を飾り、8月に東京都で開催される全国大会に男子2名、女子1名の計3名が出場する予定であります。

(3) 高校存続対策について。

4月13日、福島商業高校において「公務員試験対策講習会開講式」が開催されました。本講習会は、東京アカデミー函館校の専任講師による講習や模擬試験を行うもので、今年度は公務員講習に9名、看護講習に1名の計10名が受講しております。

なお、木古内自動車学校の4月末閉校に伴う高校生の自動車運転免許の取得に関しましては、高校はもとより渡島西部四町と連携を図りながら函館市等の自動車学校に円滑に通学できるように調整に努めてまいります。

## 2、社会教育、青少年の育成。

### (1) 高齢者学級について。

生涯学習事業の一環として実施している高齢者学級につきましては、5月23日に開校式を開催いたしました。今年度の事業計画を確認した後、やまゆりクリニックの光銭院長による「認知症という病気」についての講話をいただき、最後に福祉課保健師による「健康体操」で全受講生がリフレッシュして楽しく終えたところであります。

## 3、スポーツ。

### (1) 体育施設について。

ファミリースポーツ公園パークゴルフ場を4月24日にオープンいたしました。また、町民プールは6月1日にオープン予定であります。本年度も町民の健康増進を目的に各種大会や教室等を開催してまいります。

### (2) スポーツイベントについて。

2019年度第74回国民体育大会相撲競技北海道ブロック予選会が7月14日、当町で開催されることになりました。この度、大会の主管を務める福島町相撲協会から開催に伴う補助金の要望がありましたので、関連予算を本議会に補正計上しております。

以上で、教育行政の報告を終わります。

## ○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

## ◎報告第1号 専決処分した事件の報告について

---

## ○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課財政担当参事。

## ○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の91ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年5月31日提出、福島町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

今回の専決処分につきましては、平成30年度福島町一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項の指定に関する条例第3号の規定に基づき、平成31年3月28日付けにて行っております。

処分の内容について、ご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

平成30年度福島町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,999万5千円とするものであります。

内容につきましては、特別交付税の決定並びに地方消費税交付金の確定に伴う財源調整で、それに伴いまして財政調整基金からの繰入額を減額したことによるものでございます。

また、歳出におきましては、ふるさと定住促進住宅基金の積立てを行っております。

それでは、まず歳入からご説明いたしますので、99ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金、1節の地方消費税交付金で1,243万2千円の追加でございます。最終的な交付額は8,668万2千円となっております。

次に、9款地方交付税、1節の特別交付税で1,279万5千円の追加でございます。特別交付税予算額1億8千万円に対し、交付決定額が1億9,279万5千円となっております。

次に、16款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で1,522万7千円の減額でございます。

上記2つの科目の追加補正によりまして、財政調整基金からの繰入額が減額するものであります。

これによりまして、平成30年度の財政調整基金からの繰入予算額は2億2,932万2千円となりましたが、年度末の最終的な実繰入額は除雪経費などの不用額等を考慮して、1億9,500万円を繰入れしております。

その結果、平成30年度末財政調整基金の残高は13億6,929万1千円となっております。

次に、歳出をご説明いたしますので、101ページをお開き願います。

2款総務費、7項10目のふるさと定住促進住宅基金費で、積立金1千万円の追加でございます。これにより平成30年度末ふるさと定住促進住宅基金残高は7,005万円となっております。

以上、専決処分の内容について、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

以上で、報告を終わります。

---

◎議案第1号 福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について。

福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように定める。

令和元年5月31日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の1ページをお開き願います。

議案第1号関係。

1、条例制定の目的について。

国においては、条件不利地域（半島地域及び離島地域）の活性化に向け、条件不利地域産業振興の取り組みを積極的に支援していくこととしており、条件不利地域が国等の支援措置を積極的に活用することが重要であるとしております。

こうしたことから、事業者が設備の取得、建設、改修等を行う場合に、条件不利地域に対する国税及び地方税の優遇措置を受ける前提となる産業振興に関する計画について、平成31年2月28日付けで認定されたことから、産業振興を図ることを目的に制定しようとするものでございます。

2、対象業種及び取得価格等の要件について。

不均一課税の対象となる業種及び取得価格等については、下記のとおりとなっております。

表の方をご覧ください。

製造業・旅館業の場合ですが、資本金1千万円以下の事業者が、機械・装置、建物・附属設備に係る新增設をし、取得価格500万円以上の場合に対象となるもので、その他についても、それぞれ要件が設定されてございます。

また、農産物等販売業・情報サービス業等については、資本金の要件はなく、取得価格500万円以上が対象となるものでございます。

3、不均一課税について。

不均一課税の期間及び税率については、下記のとおりでございます。

通常の固定資産税の税率は100分の1.4でございますが、この度の不均一課税に関する条例の税率については、第1年度を100分の0.14で、通常の税率の10分の1とし、第2年度を100分の0.3で、通常の税率の4分の1とし、第3年度を100分の0.7で、通常の税率の2分の1とするものでございます。

なお、この税率軽減措置による減収分については、半島振興法第17条に基づき、基準財政収入額となるべき額から控除した額とされることから、4分の3が普通交付税で補てんされるものでございます。

2ページをお願いいたします。

4、制定する条例の内容についてでございます。

(1)から(5)までで、第1条は、条例の趣旨及び不均一課税の対象となる事業者等。第2条は、不均一課税の期間及び税率。第3条は、不均一課税の適用を受けるとする場合の手続き。第4条は、不均一課税の要件を欠くこととなった場合や虚偽の申請等に対し、不均一課税の取り消し。第5条は、この条例に関し必要な事項を規則で定めることができる旨を規定してございます。

5、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

6、施行規則について。

条例施行に関し必要な事項について、下記のとおり規則を制定するものでございます。

なお、この条例及び規則の要件等につきましては、近隣町と同様の内容となっております。

以上で、福島町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

訂正の方をお願いいたします。

1ページの3の不均一課税についてでございます。第2年度の「100分の0.3」と申し上げましたが、「100分の0.35」に訂正をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）



討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

---

## ◎議案第2号 福島町グラスボート管理条例の制定について

---

○議長(溝部幸基)

日程第6 議案第2号 福島町グラスボート管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長(川合力哉)

議案の3ページをお願いいたします。

福島町グラスボート管理条例の制定についてです。

福島町グラスボート管理条例を次のように定める。

令和元年5月31日提出、福島町長。

内容については、説明資料で説明いたします。

資料の4ページをお願いいたします。

議案第2号関係、福島町グラスボート管理条例の制定について。

1、制定の理由について。

福島町グラスボートは、道南の秘境である岩部海岸を町の新たな観光資源とするためのクルーズ船として建造したものです。

町を訪れ、クルーズ船に乗船する観光客等を安全に快適に乗船できるよう適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものであります。

2、施設の概要。

(1) 名称、福島町グラスボート。船名、ROSE WOODです。

(2) 規格、28フィート型グラスボート、1.3トンです。

(3) 船舶番号、第202-9629号です。

(4) 係留場所は、福島漁港となっております。

3、管理運営方法について。

福島町グラスボートの管理については、将来的に指定管理者制度などによる運行を目指しており、円滑な事業委託に向け、条例施行規則を制定し管理を行います。

4、制定する条例の内容について。

(1) 第1条は、条例の趣旨を規定しております。

(2) 第2条は、施設の名称、規格、係留場所等を規定しております。

(3) 第3条は、施設の使用目的を規定しております。

(4) 第4条は、施設の管理運営方法を規定し、業務委託又は指定管理者により管理を行わせることについて規定しております。

(5) 第5条は、施設の保全について規定しております。

(6) 第6条は、指定管理者が行える業務について規定しております。

(7) 第7条は、施設の利用の制限について規定しております。

- (8) 第8条は、利用者の義務について規定しております。
- (9) 第9条と第10条は、利用料と減免について規定しております。
- (10) 第11条は、損害賠償の義務について規定しております。
- (11) 第12条は、秘密保持義務について規定しております。
- (12) 第13条は、規則への委任について規定しております。

5、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

なお、議案の3ページから5ページに条例の全文を掲載しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

なお、5ページから6ページに管理条例施行規則を掲載しておりますので、参考としてください。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男）

6ページの条例について、7条、船の運航中に事故が起きた場合ということではありますが、起きた場合速やかに町に報告するということでもあります。しかしながら、この町に報告した他に、やはり緊急時ということを考えれば、海上保安庁とか、そういう場合の報告義務があると思いますが、そういうマニュアルというものは出来ているのかどうかお知らせください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

運行するにあたって不特定航路の申請を行っておりまして、その中で連絡経路等の規定というか、申請時に添付書類になって整備しております。

事故等の報告については、海上運送施行規則第20条の5の規定する海上保安部への連絡等などが含まれております。それで、不特定航路の申請時にも、この連絡体制を謳っておりますし、今、言ったように施行規則の中で海上保安部への通報は義務付けられております。

○議長（溝部幸基）

7番佐藤孝男議員。

○7番（佐藤孝男）

そういう連絡網は作っていると思いますが、町に報告するという事なんだけど、町が消防署、それから色々な組織関係ありますね。そういう中でどの図というのか、そういう物が出来ているのかどうかということを知りたいんです。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

通報等は船を運航する運航管理者が行うことになっておりますが、その組織図、連絡図は出来ておりません。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

5番木村隆議員。

○5番（木村隆）

議案の5ページなんですけれども、利用料のところ、備考で子どもが小学生以下ということなんです、乗船可能のその年齢というのは何歳以上になるんでしょうか。例えば予約を受ける段階で、1歳とかの子どもでも乗船してもいいという判断をするんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○**産業課長（川合力哉）**

4歳以上という風になっております。それは当然、電話連絡で予約の時にはそのようにお伝えしますし、このパンフレットの中にも3歳以下は乗船できませんということに記載しております。

○**議長（溝部幸基）**

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

---

◎**議案第3号 町税条例の一部改正について**

---

○**議長（溝部幸基）**

日程第7 議案第3号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田啓晃税務課長。

○**税務課長（西田啓晃）**

それでは、議案の7ページをお願いいたします。

議案第3号 町税条例の一部改正について。

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月31日提出、福島町長。

なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料2の7ページをお開き願います。

議案第3号関係。

1、改正理由について。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2、主な改正内容について。

主な改正内容は次のとおりですが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備についても併せて改正しようとするものでございます。

（1）個人町民税関係でございます。

①個人町民税の非課税の範囲について。

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税の非課税措置の対象に追加するものでございます。

なお、現行の町民税の非課税の範囲は、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫となっております。

②寄附金税額控除について。

特例控除額の控除対象となる寄附金について、下記の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象とするものでございます。

寄附金の募集を適正に実施すること。返礼品の返礼割合を3割以下とすること。返礼品を地場産品とすることとなっております。

③住宅借入金特別控除についてで、これは住宅ローン減税でございます。

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に住宅を取得し、居住の用に供した場合には、控除期間を現行の10年から13年に延長するものでございます。

なお、11年目以後の3年間については、消費税率2パーセント引き上げ分の負担に着目した控除限度額を設けるものでございます。

8ページをお願いいたします。

(2) 軽自動車税についてでございます。

①環境性能割の臨時的軽減について。

環境性能割は令和元年10月1日から導入されますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用軽自動車を購入された場合、税率1パーセント分が軽減となります。

以下の表には、環境性能割の自家用軽自動車の税率は、通常の税率と今回の臨時的軽減税率を記載してございます。変わったところがございますが、3段目の2020年度燃費基準達成車が通常の税率が1パーセント減で非課税に、その下の上記以外の車が2パーセントから1パーセントに変更になるものでございます。

②軽自動車税におけるグリーン化特例の見直しについて。

グリーン化特例は、平成28年度から実施されておりますが、平成30年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、現行のまま2年間延長となるものでございます。

また、令和3年度から令和4年度に購入する軽自動車（自家用乗用車）については、電気自動車等に限定されるものでございます。

以下の表に、軽減割合については、(A)が平成31年4月から令和3年3月までに購入した場合。また、(B)は令和3年4月から令和5年3月までに購入した場合の割合を掲載してございます。

割合の変更は、2段目、3段目の2020年度燃費基準プラス30パーセント達成車及び2020年度燃費基準プラス10パーセント達成車になります。これが(B)の場合に軽減なしとなるものでございます。

3、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

ただし、上記の各項目については定める日から施行いたします。

なお、議案の7ページから29ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。  
暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時02分）

（再開 11時12分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第4号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第4号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
西田啓晃税務課長。

○税務課長（西田啓晃）

それでは、議案の31ページをお願いいたします。  
議案第4号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。  
福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和元年5月31日提出、福島町長。  
なお、説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料2の9ページをお開き願います。

議案第4号関係。

1、改正理由について。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が平成31年1月25日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2、主な改正内容について。

（1）の課税限度額及び軽減判定所得の改正でございます。

①課税限度額の改正で、基礎課税分を3万円増とし、58万円を61万円に改正するもので、合計が93万円から96万円に変更となるものでございます。

なお、改正による平成30年度課税分としての影響分としては、29世帯83万8,700円となるものでございます。

②低所得者に係る軽減の拡充について。

まず1点目として、5割軽減基準で被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に改正するものでございます。

2点目として、2割軽減基準で被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に改正するものでございます。

なお、改正による平成30年度課税分としての影響ですが、6世帯4万9,600円となるものでございます。

3、施行期日等について。

(1) 施行期日については、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

(2) 適用区分については、この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、議案の31ページから32ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

---

◎議案第5号 福島町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第5号 福島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の33ページをお開き願います。

議案第5号 福島町介護保険条例の一部改正について。

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月31日提出、福島町長。

説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の10ページをお開き願います。  
議案第5号関係です。

1、提案の理由について。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、福島町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正の内容について。

低所得者の保険料軽減強化により、所得の段階別に定められている減額賦課に係る減額幅の基準が定められたことに伴い、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率を改正するものです。

第4条において定めている各段階の保険料率のうち、保険料基準額に対する割合を第1段階で0.45から0.375に、第2段階で0.75から0.625に、第3段階で0.75から0.725に軽減するものです。これにより、第1段階で月額420円、年額5,040円。第2段階で月額700円、年額8,400円。第3段階で月額140円、年額1,680円の軽減となるものです。

なお、①に基準額に対する階層別に定める軽減賦課に係る保険料率を、②に①を基に算出される保険料額を表として掲載しておりますので、ご参照願います。

なお、対象者につきましては、4月末の見込みですが、第1段階で628人、第2段階で292人、第3段階で195人となっております。

3、施行期日について。

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

(2)として、この条例による改正後の福島町介護保険条例の規定は、令和元年度の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

なお、議案の33ページから34ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

---

◎議案第6号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について

---

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第6号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案の35ページをお開き願います。

議案第6号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理について。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づく関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年5月31日提出、福島町長。

説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第6号関係です。

1、条例改正の理由について。

介護サービス事業者や介護保険施設の人員、設備、運営等に関する基準については、国が定めた基準に沿って条例で定めておりますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正の主な内容についてですが、改正を行う関係条例は3件となります。

(1) 福島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、改正点として①から⑩まで記載しておりますが、主な改正内容としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護におけるオペレーターに係る基準の見直しや、介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回にするなど、基準の緩和に関するもののほか、障害福祉制度における生活介護等の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとした共生型地域密着型サービスに関する基準の新設に伴う条項の追加、介護医療員が創設されたことに伴う各サービス基準における人員、設備及び運営に関する基準に介護医療員を追加するものであります。

なお、介護医療員については、近隣市町村では函館市に3箇所、町内に該当する施設はありませんが、将来的な状況の変化にも対応できるよう改正を行うものです。

(2) 福島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、主な改正点としては、①のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で行う共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数について、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入所者と合わせて12人以下」に見直すものであります。

②としては、身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置について規定する条文を追加するものであります。

③として、介護医療員が創設されたことに伴い、各サービス基準における人員、設備及び運営に関する基準に介護医療員を追加するものであります。

(3) として、福島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、主な改正点としては、①として、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするための条文を追加するものであります。



②として、医療と介護の連携の強化を促進するため、平時においては、利用者の状況等についてケアマネージャーから主治の医師等への情報提供の義務付けを、入院時においては、利用者担当ケアマネージャーの情報を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務付けることを規定する条文を追加するものであります。

3、施行期日について。

公布の日から施行します。

なお、議案の35ページから79ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

13ページにサテライト型事業所という風にあるんですけども、当町の場合は、まず今現時点ではこういう事業所的な活動は必要ないというわけじゃないんですけども、将来的には発生するかもしれません。このサテライト型の看護小規模多機能型居宅介護事業ですから、これはただそれについての明文化だけで、方向性というものは決めなくていいのかなどなのか。まず当町で受け止めている内容として、どういふものなのかお聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

サテライト型については、当町の場合は今、事業としては3つありますけれども、この居宅介護を行っている事業所3つの中で、大体5キロほど離れた所に造るのがサテライト型という風には書いてありましたが、今のところ利用者としては無いのかなと思っております。それで、私もまだ勉強不足なんですけど、方向性としてはこれから検討していくことになると思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番平沼昌平議員。

○6番（平沼昌平）

今、聞きましたサテライト型。つまり範囲を限定して見ていくんだよという見守り体制だと思うんですけども、当町みたく、ずっと長い道路上の中に民家が点在している。その民間の中の状況は、今、独居老人がかなり増えているという中で、地域的な介護体制。もちろん地域のコミュニティ的な集団の中であって、それを活用しながらの介護体制になってくると思うんですけども、それをより充実していく中でサテライト事業になっていかなければならないと思うんです。であれば、もう少し今現時点では、もうざっくり函館市とか、そういう状況の中での基準なんですけれども、もっとローカルに福島町に合った対応策というのは練っていかないと。そう考えた時に、これが一番やはりうちみたいな点在している、しかも距離のある所であっては今後充実していかねばならない事業の1つだと思うんですけども、もっと福島町的なマニュアルを作って進めていかねばならないと思うんですけど、いつから、どのような形で進めていこうとされるのか、されないのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員おっしゃるとおり、サテライト型については、福島町の場合、例えば吉岡地区とか、そういう

形で必要性というのは我々も認識してございます。そして、私、実は福祉課長を担当した時に一度検討した経緯がございまして、ただ、現状の中で、今、介護の人材不足というのもありまして、なかなかそういったところに人材を充て込めるかというのは少し厳しいのではないのかなと思っております。ただ、うちの保健師さんの方で包括センターなり、そういった所で事業所と年に何度か協議をする場面がありますので、町としては、その辺の需要もしっかり見定めた中で、必要性があればしっかりこれから対応していくことになると思っておりますけれども、町としては、現時点ではまだそこまで踏み込んだ検討はしていないということで、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

---

◎議案第7号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第7号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課財政担当参事。

○総務課参事（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の81ページをお開き願います。

議案第7号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,543万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,504万3千円とする。

令和元年5月31日提出、福島町長。

まず、歳出からご説明いたしますので、No.2議案説明資料の15ページをお開き願います。

まず、6款農林水産業費、2項6目林道工事費の林内作業道整備事業費で2,100万円の追加でございます。主な増減は、委託料の設計業務委託料で484万円、工事請負費の林業専用道吉岡線開設工事費で1,616万円、それぞれ追加するものであります。詳細につきましては、このあと図面によりまして産業課長の方からご説明いたします。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費のプレミアム付商品券（消費税増税対策分）事業費で1,413万5千円の追加でございます。今回のプレミアム付商品券事業は、10月からの消費税増税に対応して、低所得者や子育て世帯を対象として地域における消費を喚起・下支えすることを目的とした事業で、商工

会で今年度も引き続き実施することとしている既存のプレミアム付商品券事業とは別に行われ、全額国庫補助金で賄われることとなっております。補正内容は、職員の時間外手当が46万3千円、臨時職員に係る共済費と賃金がそれぞれ37万3千円と122万4千円、旅費1万2千円、消耗品等の需用費が43万7千円、通信運搬費45万1千円、委託料でシステム開発費237万6千円、商品券交換等業務委託料で866万5千円、備品購入費で13万4千円となっております。事業内容といたしましては、対象者がまぎらず非課税の方で、これにつきましては同居する方などの様々な要件がございます。次に、子育て世帯主は、9月末現在で3歳未満の子どもの数が対象となります。プレミアム率は25パーセントで、1人につき500円かける10枚で1組5千円を最大5組まで、2万5千円分を2万円で購入することができます。対象者は約1,400人で、商品券の交換期間が9月2日から12月13日まで、使用可能期間が10月1日から来年の2月14日までとなっております。

なお、交換業務等につきましては、これまでも実績があります商工会へ委託することとしております。

次に、同じく商工費の3目観光費の岩部海岸わくわくクルーズ事業費で、条例制定に伴う使用料の新設により諸収入から30万円の財源繰替えとなっております。

次のページをお開きください。

10款教育費、5項1目保健体育総務費、事務事業予算名も同様で30万円の追加でございます。主な増減は、教育長の行政報告でもありましたように、任意団体助成金30万円で、7月14日に千代の富士杯相撲大会と併せて当町で開催される第74回国民体育会相撲競技北海道ブロック予選会開催に係る福島町相撲協会への助成金の追加となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、No.1議案の87ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

11款使用料及び手数料、1項4目商工使用料の6節で岩部海岸クルーズ船使用料で30万円の追加は、条例制定に伴い使用料を新設したものであります。

次に、12款国庫支出金、2項5目商工費国庫補助金の2節でプレミアム付商品券（消費税増税対策分）事業費補助金で700万円、その下の事務費補助金で695万5千円の追加でございます。歳出でご説明いたしました、プレミアム付商品券事業に対する国庫補助金となっております。

13款道支出金、2項4目農林水産業費補助金の2節で北海道合板・製材生産性強化対策事業費補助金で1,750万円の追加でございます。こちらも歳出でご説明いたしました、林業専用道吉岡線開設事業に対する道補助金となっております。

次のページをお開きください。

16款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で380万円の追加でございます。今回の補正に係る財源調整による追加でございます。これにより、令和元年度の財政調整基金からの繰入額は2億5,159万7千円となります。

次に、18款諸収入、5項1目雑入の4節臨時事務員等社会保険料負担金収入で18万円の追加は、プレミアム付商品券事業の臨時職員に係る保険料負担金収入となっております。9節雑入の岩部海岸クルーズ事業利用料30万円の減は、使用料に移行したことによる減となっております。

以上で、議案第7号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第1号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

#### ○産業課長（川合力哉）

林業専用道吉岡線開設事業の図面について、ご説明いたします。

説明資料の17ページをお願いします。

当該区域の林班図になります。

事業実施場所は、美山公営住宅を過ぎ、町道美山線亀川橋手前を右折して、吉岡川右岸を250メートルほど上流に上った場所が起点となります。専用道の延長は700メートル、車道幅員が3メートルで、両脇に25センチの路肩があり、合計幅員が3.5メートルとなります。17ページの図面上、赤い点線

上が計画の場所となっております。路盤は0～40ミリメートル級の碎石と破碎したコンクリートの再生骨材を厚さ25センチで敷き詰めます。開設にあたって関係する山林所有者は、この会議で補正計上しております予算議決後、設計委託を発注し、所有者を確定させますが、現時点では7名の該当者がおり、全員と連絡が取れる状態となっております。

以上で、林業専用道吉岡線開設事業の図面について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

---

## ◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会5月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和元年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和元年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

## ◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦労様でした。

(休会 1 1 時 4 2 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員